

公立大学法人三重県立看護大学情報ネットワークシステム運用支援業務委託に係る低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について

調査基準価格については、予定価格の 9.2/10 から 7.5/10 までの範囲内で設定します。調査基準価格の算定についての「計算式」は以下のとおりですので、設定の際の参考としてください。

調査基準価格：Q

消費税及び地方消費税の税率：A

※Aは小数値であり、百分率（%）ではありません。

○ 調査基準価格の算定

$$Q = (\text{直接人件費} + \text{諸経費} \times 0.3) \times (1 + A)$$

※この計算式で算定される調査基準価格Qは、予定価格の 7.5/10 から 9.2/10 の範囲で定めることとする。

※上記の考え方により算定された金額が予定価格の 7.5/10 を下回る時は 7.5/10、9.2/10 を上回る時は 9.2/10 とする。調査基準価格算出の際の端数処理については、 $Q / (1 + A)$ 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格 / $(1 + A)$ の 7.5/10 を下回る場合は、7.5/10 以上となるように $Q / (1 + A)$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

《費目の内容》

直接人件費：業務に直接従事する従業員が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用。

諸経費：業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接人件費以外の費用。